

「地域自治組織のあり方に関する研究会」概要

1 開催目的

- 地域住民が主体となって組織を形成し、地域の課題解決に向けた取組みを行う様々な事例を踏まえ、地縁型の法人制度である認可地縁団体制度の見直し(設立目的の拡大など)の検討の方向性や、フリーライドが可能な活動について費用負担を求める仕組みとしての地域自治組織の可能性を今後の検討課題として研究。

2 委員一覧

座長	名和田是彦	法政大学法学部教授	園田真理子	明治大学理工学部教授
座長代理	山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授	原田大樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授
	飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授	前山総一郎	福山市立大学大学院都市経営学研究科教授
	伊藤正次	首都大学東京大学院社会科学研究科教授	松元暢子	学習院大学法学部教授
	小島慎司	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	保井美樹	法政大学現代福祉学部教授

3 開催実績

平成28年12月～平成29年6月の間に研究会を8回、ワーキンググループを2回開催。

「地域自治組織のあり方に関する研究会」報告書 概要

第1章 基本認識

- 地域の住民が主体となって「地域運営組織」を形成し、地域の課題解決に向けた取組みを行う様々な事例が全国的に拡大。都市部でも活発化。

(例:高齢者等の暮らしを支える活動、公的施設の管理、保育サービス・一時預かり等)

→ 今後、高齢化や人口減少は加速。基礎自治体は住民のニーズにきめ細やかに応えていくことが困難に。地域運営組織の役割は増大へ。

- 地域の良好な環境や地域の価値の維持・向上のため、地域の住民・事業主・地権者等が主体となった「エリアマネジメント」が各地で進められている。(例:街並み規制・誘導、施設・公園等の管理、空地・空家の活用、防犯カメラやセキュリティシステム導入等)

→ 安全・安心や快適・豊かさへの関心の高まり、地域間競争の進行に応じた魅力づくりの重要性の認識の浸透が背景に。この流れは継続し、加速。

課題

- エリアマネジメント、地域運営組織の活動の観点から、以下の意見、指摘がある。

- ・ 現行の地縁型の法人制度について、地域運営組織の多様な活動実態を受けとめることができるよう、新たな法人制度の創設を含め、見直しが必要。また、何らか特別の位置付けや役割を付与することが必要。
- ・ 中にはフリーライド可能な性質の活動があり、私的組織では費用負担を求める仕組みとして課題がある。米国のBID(※)のような仕組みが選択肢として必要。

※ 主に地域の土地・家屋所有者の申請に基づき設立される特定目的の地方公共団体とされ、構成員の負担金によって、区域内の道路、歩道、公園等の整備・維持管理や美化、治安維持等を実施。

第2章 地縁型法人制度の課題への対応

検討の方向性を提示

認可地縁団体制度の見直し

- 「認可地縁団体制度」は、保有不動産等のトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするために設けられた制度(H3地方自治法改正)。
- その後、幅広い活動が行われるようになってきていることを踏まえ検討。
 - ・ 設立目的は、現行制度で前提とされている不動産等の保有予定の有無にかかわらず、「地域的な共同活動」に拡大することを積極的に検討すべき。
 - ・ 代表者以外の役員への代表権付与について、導入は差し支えないとの意見の一方、簡便な制度であることを踏まえ運用で対応すべきとの意見あり。

新たな地縁型法人制度について

- 地縁型法人は、一般社団法人(公益法人制度改革(H20施行)により目的、社員資格に制限なし)、NPO法人(事業内容に応じ社員資格の地域限定も可能である旨H28通知で明確化)、株式会社(営利目的の場合)等によっても設立可能。各制度の特性を考慮し、最適な組織を選択すべき。
- 市町村が条例等に基づいて地域運営組織に意見具申の役割を担わせたり、財政支援等を行う事例があり、これらを参考とした取組みが考えられる。
- こうした取組みに法律的な枠組み(指定法人制度等)を設定する必要性は、人口減少・高齢化対策、雇用創出等、様々な観点から検討されるべき。

第3章 新たな地域自治組織の可能性

今後の検討課題を提示

- フリーライド可能な活動について費用負担を求める仕組みとして、地域自治組織の可能性を検討し、今後の議論の深化のために二つの法的構成イメージを整理。いずれも法律で設定する枠組に基づく市町村条例を提示する場合に制度が導入され、地域の住民等のイニシアティブにより、相当数の同意が得られる場合に設立。(例えば、大規模開発され、住民が入居して間もない住宅地(一定規模で分譲された戸建住宅群、マンション群)や都市郊外の団地等における活用を想定)
 - 公共組合としての地域自治組織
 - ・ 構成員による共同の事務の遂行の組織。構成員に平等に受益が及ぶ事務(生活空間の質の向上に関する事務)として法律・条例で列挙されるものから選択。(例:市町村立公園等の通常よりグレードの高い整備・管理、空地・空家などの公共空間としての活用、防災・防犯)
 - ・ 住所を有する者、又は土地・家屋所有者等が総会の構成員。
 - 特別地方公共団体としての地域自治組織
 - ・ 市町村事務の一部を処理する組織。事務に法律上の制約はなく、条例で列挙される事務から選択。(高齢者福祉・子育て支援等も可能)
 - ・ 区域に住所を有する者(選挙権者)が総会の構成員(議会の選挙権者)。
- 当然加入制は慎重な視点が必要だが、ここで検討した地域自治組織は、実態として当然加入制のように運用されている団体もある中において、そのあり方の合理化、透明化を図るものと考えらるべきとの意見が大勢。高齢化・人口減少の加速、地域間競争の進行等を踏まえると、権利保障に配慮する法制の下で選択肢として必要との多くの指摘。現場の関係者の意見を聞いた上で、議論を深めていくことが必要。